

【様式2】

参加資格に関する申立書

令和 年 月 日

上野原市長 宛

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

当社は、上野原市地域住人主導型共助コミュニティ創生事業業務の公募型プロポーザルに参加するに当たり、以下の条件をすべて満たし、参加資格を有することを申し立てます。

3 参加資格

次に掲げる要件(1)から(10)のすべてを満たしていること。

- (1) 持続可能なコミュニティ形成のための地域団体(事業者や NPO 等含む)や個人との連携による地域づくりの実績があること。
- (2) 地域コミュニティ醸成のためにくらしや子育て支援等を中心とした安心安全な共助 ICT 導入事業であること。
- (3) 平成 28 年度以降に、次に示す本業務と同種業務を受注し、実行している実績を 1 件以上有すること。

同種業務

国又は地方公共団体において、以下①から④全てを一体的に行う業務(※2)

①くらしや子育て支援等の地域活動の担い手の発掘・育成

②くらしや子育て支援等の地域活動支援

③くらしや子育て支援等のネットワークづくり

④住人が会員登録を行って使用するシステムの導入実績を有すること

※1 提出期限日時点において、業務履行期間が2年未満の業務は不可

※2 申請書および資料の提出期限日時点において、業務履行期間が2年未満の業務又は業務の主たる部分を他事業者へ再委託した業務は不可

- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定による制限を受ける者でないこと又は同条第2項の規定により現に資格停止の処分

を受けていないこと。

(5) 通知日から契約日までの間、上野原市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領（平成 17 年訓令第 67 号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

(6) 契約日前 6 月以内に手形又は小切手の不渡りがないこと及び手形交換所による取引停止処分を受けた者にあつては、当該処分の日から 2 年を経過していること。

(7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていること。

(8) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく精算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申し立てがなされている者でないこと。

(9) 自己又は自社の役員などが、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のアからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴対法第 2 号第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

エ 自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的、又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団、又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団、又は暴力団員に対して資金などを提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団、又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団、又は暴力団員であることを知りながら、これらを利用している者

(10) 別添仕様書に基づく業務の履行が可能であること。